

| 規制される政治活動 | 公職選挙法の条文 |
|--|---------------------------|
| (1) 政談演説会を開催すること | 第 201 条の 8 第 1 項 |
| (2) 街頭政談演説を開催すること | 同上 |
| (3) 宣伝告知(機関誌紙、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。)のために自動車を使用すること | 同上 |
| (4) 宣伝告知(機関誌紙、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。)のために拡声機を使用すること | 同上 |
| (5) ポスターを掲示すること (政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したものの掲示を含む。) | 同上 |
| (6) 立札及び看板の類(政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く)を掲示すること (政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したものの掲示を含む。) | 同上 |
| (7) ビラ(これに類する文書図画を含む。)を頒布すること (政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したものの頒布を含む。) | 同上 |
| (8) 連呼行為をすること | 第 201 条の 13 第 1 項第 1 号 |
| (9) 掲示又は頒布する文書図画(新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。)に、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載すること。 | 第 201 条の 13 第 1 項第 2 号 |
| (10) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物(専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。)において文書図画(新聞紙及び雑誌を除く。)の頒布(郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。)をすること。 | 第 201 条の 13 第 1 項第 3 号 |
| (11) 機関新聞紙及び機関雑誌に、当該選挙に関する報道及び評論を掲載すること。 | 第 201 条の 15 第 1 項 |

※ (9) 及び (10) を除き、確認団体には一定の制限のもと、政治活動が認められる。